

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）の規定に基づく換価の猶予不許可処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和5年10月12日付けの換価の猶予不許可通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、換価の猶予不許可処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

#### 1 処分理由不備の違法について

行政庁は、申請により求められた許認可を拒否する処分をする場合、行政手続法8条で当該処分の理由を示さなければならないとあり、この理由の提示がない処分は違法となるとされている。

本件処分通知書には、「地方税法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する、同法第15条の2第9項1号に該当するため。」と記載されており、処分の根拠法条が示されているだけで、不許可処分の基礎となった事実関係は示されていないから、既にこの点において、本件処分は違法である。

不許可処分の根拠法条を示すだけで不許可処分の基礎となった事実関係を申請者において容易に了知し得るか否かについてみると、納税者又は特別徴収義務者が不正に地方団体の徴収金の賦課徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は地方団体の徴収金の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたときとあるが、何をもって不正に地方

団体の徴収金の賦課徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は地方団体の徴収金の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたのかは明らかでないから、理由不備の違法がある。

また、換価の猶予の申請があった場合において、当該申請書を提出した者について、換価の猶予をすることができる場合であっても、本件通知書の記載からは、いかなる事実をもって換価の猶予に係る地方団体の徴収金をその猶予期間内に完納することができないと認められるのかを了知することができない。

したがって、本件処分は、理由不備の違法がある。

## 2 換価の猶予の要件充足性の判断を誤った違法について

法15条の6が規定する申請による換価の猶予は、租税の徴収確保を図りつつも、滞納処分により滞納者の事業の継続や生活の維持が困難にならないようにするものである。したがって、換価の猶予をするかしないかは、租税の徴収権者の自由裁量に委ねられているのではなく、法令上、換価の猶予を認めないとされている場合を除き、換価の猶予の要件が満たされている場合には、租税の徴収権者には、換価の猶予をすることが求められているというべきである。

本件の場合、申請による換価の猶予の各要件をいずれも満たしているから、請求人は、法15条の6が規定する申請による換価の猶予の要件を満たしている。

次に、請求人が換価の猶予を認めないとされている法令上の規定に該当する事実があるか否かについてみると、請求人が東京国税局の査察調査（悪質な脱税者に対し検察庁への告発を目的に行う調査、「犯則調査」（後記第6・1・(3)・イ参照）のこと）を受けたことは、法13条の2第1項6号に該当する可能性はあるが、当該事実があることに加えて、換価の猶予期間内に完納することができないと認められることが必要であるところ、換価の猶予期間内に完納することができないと認められる事実が明らかでないとはいえない。なお、「換価の猶予期間内」は、延長された換価の猶予期間内と解すべきである。そうすると、請求人には、申請による換価の猶予を受けられる要件が満たされているのであるから、申請による換価の猶予を認めていない本件処分は違法である。

なお、請求人は、国税について、令和5年12月25日付けで東京国税局長から「換価の猶予許可通知書」を受けている（猶予税額17,

162,600円)。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 6月20日	諮問
令和7年 9月29日	審議（第104回第1部会）
令和7年 10月17日	審議（第105回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 換価の猶予

法15条の6第1項によれば、地方団体の長は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が当該地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、当該地方団体の徴収金の納期限から当該地方団体の条例で定める期間内にされたその者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができることとされている。

法15条の6第3項が準用する法15条3項によれば、地方団体の長は、同条1項及び2項の規定による徴収の猶予（以下「徴収の猶予」という。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内にお

いて、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができるとされている。

法15条3項の「当該地方団体の条例」である東京都都税条例（以下「都税条例」という。）23条の5第2項によれば、法15条の6第1項の規定による換価の猶予（申請による換価の猶予）をする場合には、当該申請による換価の猶予に係る金額を当該申請による換価の猶予をする期間内の各月に分割して納付させるとされている。

## (2) 換価の猶予の申請手続

法15条の6の2第1項によれば、申請による換価の猶予を受けようとする者は、当該申請による換価の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に納付することにより、その事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細、納付困難な金額、当該申請による換価の猶予を受けようとする期間を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならないとされている。

そして、都税条例23条の5第5項に規定する同条例23条の3第2項に掲げる書類として、財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類、猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類、猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、地方税法施行令6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類が掲げられている。

## (3) 換価の猶予不許可

ア 法15条の6の2第3項において準用する法15条の2第5項によれば、地方団体の長は、申請書の提出があった場合には、当該申請に係る事項について調査を行い、徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長をし、又は申請による換価の猶予を認めないものとされている。

地方団体の長は、申請書の提出があった場合において、当該申請書を提出した者について、法15条の6第1項の規定に該当すると認められるときであっても、法13条の2第1項各号が定める繰上徴収の要件のいずれかに該当する事実がある場合において、その者が当該申請による換価の猶予に係る地方団体の徴収金を当該申請に

よる換価の猶予を受けた期間内に完納することができないと認められるときは、申請による換価の猶予を認めないことができると規定している（法15条の6の2第3項において準用する法15条の2第9項1号、法15条の6の3第2項において準用する法15条の3第1項1号）。

イ 法13条の2第1項は、地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができることと定めており、第6号において、「納税者又は特別徴収義務者が不正に地方団体の徴収金の賦課徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は地方団体の徴収金の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき」を掲げている。

この点、地方税務研究会編「地方税法総則逐条解説」（平成29年12月18日発行、p222）によれば、納税者に脱税があり、これにより有罪の判決が確定した場合のほか、これらの行為をしたことの容疑で犯則調査に係る規定に基づき捜索を受けた場合は、上記の「納税者が不正に地方団体の徴収金の賦課徴収を免れ、若しくは免れようとし」と認められたときに該当するとされている。

なお、犯則調査とは、租税ほ脱などの脱税の犯則があった場合又は犯則があると認められる場合に、証拠の収集確保などを行う犯則事件としての調査である。

ウ 法15条の6の2第3項において準用する法15条の2の2第2によれば、地方団体の長は、申請による換価の猶予を認めないときは、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならないとされている。

#### (4) 行政手続法・行政手続条例の適用除外

本件処分に行政手続法の規定が適用されるのか、東京都行政手続条例（平成6年東京都条例第142号。以下、本項において「行政手続条例」という。）の規定が適用されるのかは、本件処分の根拠規定が地方税法にあるのか、地方税条例にあるのかに従って判断される（行政手続法3条3項）。地方公共団体は、自主財政権に基づき自主課税権を有しており（憲法94条）、地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収に関しては、条例で定めることが可能である（地

方税法3条1項)。もっとも、地方公共団体は当該課税権限の行使に当たっては、地方税法の定め枠内で行使することが必要である。こうした規律状況を前提とすると、本件に関し、地方税法は枠組みを定めるにとどまり、地方税賦課の直接の根拠は都税条例にあると解される。

したがって、本件における行政手続は、行政手続条例及びその特則を定めた都税条例の規定によることとなる。都税条例12条の2第1項は、行政手続条例の定める申請に対する処分に関する規定（同条例第2章）及び不利益処分に関する規定（同条例第3章）を適用除外しているところである。地方税法18条の4第1項が同法上予定されている総務大臣の行う地方税に係る処分（74条の10第4項）に関して、理由提示の規定を適用していることとの対比で言えば、行政手続条例の適用除外規定は立法論として議論がありうるところではあるが、都税条例の解釈論としては、当該規定を前提に、理由提示の規定は本件処分には適用がないと解さざるを得ない。

## 2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

法13条2項各号が定める繰上償還の要件のいずれかに該当する場合において、処分庁は、滞納都税について換価の猶予を受けようとした請求人から、関連資料を添えて換価猶予の申請（本件申請）を受けていることから、その申請内容について、以下検討する。

(1) まず、請求人は、本件事情詳細において、東京国税局による犯則調査を受けている事実を明らかにしており、法13条の2第1項6号に規定する、納税者が不正に地方団体の徴収金の賦課徴収を免れ、若しくは免れようとした場合に該当し（1・(3)・イ）、本件は繰上償還の対象に該当するといえる。

(2) 次に、請求人が申請した、換価の猶予に係る地方団体の徴収金を期間内に完納できるかどうかについて検討する。

ア 請求人は、事業を休止し、再開の予定も明らかでなく、売上高は令和4年7月以降0円であること。

イ 請求人が提出した財産目録には、今後の平均的な収入が毎月100万円と記載があるものの、その全額を請求人の代表取締役に対する貸付金の回収により賄う予定となっており、収入の確実な担保と

して認められないこと。

ウ 本件事情詳細には、代表取締役は自身の治療費や妻の介護費用が必要であることから、「分割による納付履行を実行しつつ、代表者の親族等からの借り入れをも模索しながら納付完納したい」と記載されているが、具体的な金額や返済計画の見通しは明記されておらず、確実な返済が保障されないこと。

エ 請求人の分割納付計画は、毎月の分納額 50 万円とし、猶予期間終期の令和 6 年 8 月 31 日に残額 35,129,900 円及び延滞金を納付するものであるが、請求人の提出した財産目録に記載の預貯金等は約 215 万円しかなく、当面の必要資金額が 500 万円では、残額の返済は到底できないこと。

オ 請求人の提出した財産目録によると、請求人及び代表取締役が担保として提供できる資産は確認できず、代表取締役を保証人とする担保の提供もないこと。

カ 請求人の預金通帳の写しによると、主たる預金口座については残高記帳のみで、入金実績の記載はなく、取引内容が明確でない上に、残高が目減りし続けており、残額の返済は担保されていないこと。

上記アからカまでの検討内容から、請求人の提出した分割納付計画（上記エ）及び資産状況（同オ）を踏まえると、請求人が本件滞納金を当該申請による換価の猶予を受けた期間内である令和 6 年 9 月までに完納することは、極めて難しいものと認められる。

(3) そうすると、上記(1)及び(2)から、本件滞納金について、請求人が申請した換価の猶予を認めることはできず、請求人に対し、換価の猶予を不許可とする本件処分を行った処分庁の判断に、不合理な点は認められない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第 3 のとおり、処分理由の不備及び換価の猶予の要件充足性の判断の誤りを理由に、本件処分は不当かつ違法である旨主張する。

しかし、地方税の徴収に関する処分については、行政手続法 3 条 3 項及び都税条例 12 条の 2 第 1 項により（1・(4)）、行政手続法及び行政手続条例が定める理由の提示に関する規定は適用されないから、請求人の主張には理由がない。

そして、換価の猶予の要件充足性の判断について、請求人から処分庁に提出された申請資料及び請求人の財産状況その他の事情から鑑みて、猶予の期間内である令和6年9月までに徴収金を完納するのが困難であるのは、上記2のとおりであるから、法令等の規定により本件処分を行った処分庁に違法性は認められない。

したがって、請求人の主張には、理由がない。

なお、請求人は、東京国税局から国税において猶予税額17,162,600円の換価猶予を受けていると主張するが(第3)、この換価猶予額と併せて本件滞納額の返済を猶予することは、請求人の財産状況からは、上記2で検討したとおり、徴収金の返済は困難であるから、認められない。

#### 4 付言

本件審査請求の結論を左右するものではないが、地方税賦課処分等における理由提示について、以下付言する。

都税条例が地方税の賦課に関し理由提示の規定を適用除外としていることは、地方税法18条の4第1項、国税通則法74条の14第1項との対比から見ても、立法論として、その合理性について批判の余地が存在するところである。また、大阪府税条例6条1項、神奈川県税条例5条の9第1項、愛知県税条例16条1項がいずれも行政手続条例の定める理由提示の規定について適用除外の範囲から外していること、つまり適用を肯定していることからすると、都税条例の上記規定は検討の必要性を否定できないところである。

なお、東京都の行政実務においても、地方税賦課処分等に理由提示が現行条例で義務づけられていない状況下にあっても、理由提示の重要性に鑑みて、理由提示を行う運用が見受けられる。例えば、本件に関する「換価の猶予不許可通知書」において、「不許可事由」を記載する欄が設けられている。地方税にかかる処分の発動に際して、理由提示が基幹手続であることからすると、不許可理由の記載に当たっても根拠条文のほか、処分に至った事実関係を丁寧に記載することが望まれる。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙1及び別紙2 (略)